滋賀県無電柱化推進計画

令和3年3月

滋賀県

目次

は	じめに	Ξ	2
1		無電柱化の推進に関する基本的な方針	3
	1)	滋賀県における無電柱化の現状	3
	2)	今後の無電柱化の取り組み姿勢	3
	3)	無電柱化の対象道路	3
2		無電柱化推進計画の期間	4
3		無電柱化の推進に関する目標	5
4		無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	5
	1)	無電柱化事業の実施	5
	2)	占用制度の運用	8
	3)	関係者間の連携の強化	9
5		施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項 1	10
	1)	広報・啓発活動1	10
	2)	無電柱化情報の共有1	10
	3)	計画の見直し1	10

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなっている箇所もある。また、地震や台風などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律(以下、「無電柱化法」という。)」が平成28年に成立、施行された。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画(および都道府県無電柱化推進計画)を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

平成30年の台風21号では、近畿地方を中心に災害時に電柱が倒れて緊急の活動に支障が生じる状況が発生し、本県においても高島市マキノ町で電柱が倒れ道路を塞ぐという事態が発生した。これらの事態を鑑み、今後は防災という観点からも無電柱化を進めていく必要がある。

本計画は、無電柱化法に基づく滋賀県の無電柱化推進計画として、今後の 無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 滋賀県における無電柱化の現状

滋賀県における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、令和元年3月末時点で、県管理道路の約2,257kmのうち約7.6kmの無電柱化が完了している。しかし、これは県管理道路の約0.3%に過ぎない。

また、県管理道路のうち緊急輸送道路(一次、二次の合計)が約 483km あるものの、そのうち無電柱化された延長は約 4.6km(約 0.9%)に留まっている。

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保や、良好な景観の形成等のまちづくりの観点からも、必要な道路において無電柱化を強力に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により滋賀県の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心なくらしを確保するよう推進することとする。

なお、直轄国道、市町道等の県管理以外の道路についても、県管理道路と 連携して無電柱化を図ることが効果的な場合は、当該管理者と調整し、一体 的な無電柱化に努める。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化を進めていくには多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、滋賀県においては以下の道路について、優先的に無電柱化を推進する道路として取り組みを進める。

① 「防災」に資する道路

大規模地震で大きな被害が想定される市街地や防災拠点等へ向かう 緊急車両の通行ルートを優先して無電柱化の推進を行うこととし、滋賀 県地域防災計画において緊急輸送道路(一次、二次)に位置付けている 道路を基本として進めていく。具体的には、インターチェンジから防災 拠点までを結ぶ一次アクセス道路や滋賀県道路整備アクションプログ ラムの実施予定箇所について無電柱化を推進する。

② 「安全・円滑な交通確保」に資する道路

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく特定道路や、移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路、駅周辺等の高齢者、障害者等の歩行者の多いバリアフリー化が必要な道路、人通りの多い商店街等、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等安全かつ円滑な交通の確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。

③ 「景観形成・観光振興」に資する道路

世界遺産・日本遺産等の周辺や重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律、景観条例等に位置づけられた地域、その他著名な観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

④ 電線管理者により道路事業等に合わせて無電柱化を進める道路

上記の他、道路事業や面整備事業の道路事業(道路の維持に関するものを除く。)や市街地開発事業その他これらに類する事業(以下、「道路事業等」という。)が実施される際に、電線管理者による無電柱化を推進する。また、大規模な開発事業が実施される際には、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を要請する。

2. 無電柱化推進計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

令和7年度までに、以下の無電柱化の実施を目標とする。

• 滋賀県管理道路において、5.0kmの無電柱化工事に着手する。

※延長は道路延長

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

無電柱化の整備手法は、「地中化による無電柱化」と「地中化以外の無電柱化」に大別され、それぞれ以下のような事業手法がある。

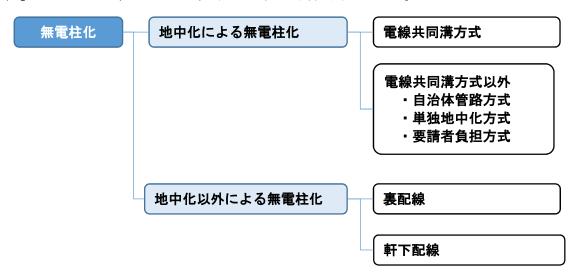


図1 無電柱化の手法の大別

事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

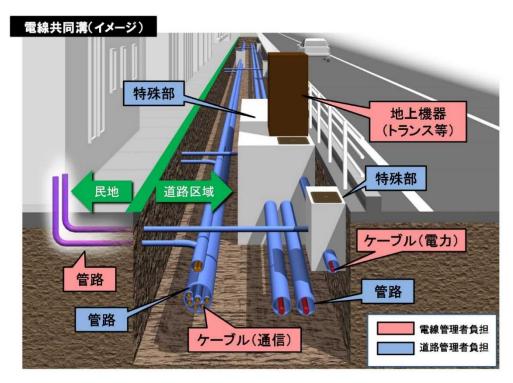
なお、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存 ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資する PFI 手法の採用を進める。

① 電線共同溝方式

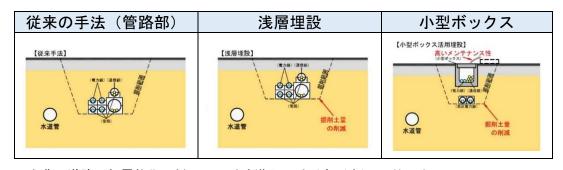
道路および沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間においては、電線共同溝等の整備を進める。整備に際しては、収

容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じて、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意し、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。



出典:国土交通省 HP

図2 電線共同溝 (イメージ図)



出典:道路の無電柱化 低コスト手法導入の手引き(案) - Ver.2 -

国土交通省 道路局 環境安全·防災課(平成31年3月)

図3 低コスト手法の種類 (イメージ図)

② 自治体管路方式

事業箇所が存する市町が事業主体となり整備する方式で、県管理道路において、管路整備を実施する市町がその材料費および敷設費を自ら負

担し、それら以外を電線管理者が負担する。また、管路等は、道路占用物件として当該市町が管理する。実施に際して県は、円滑に進むよう支援する。

③ 単独地中化方式

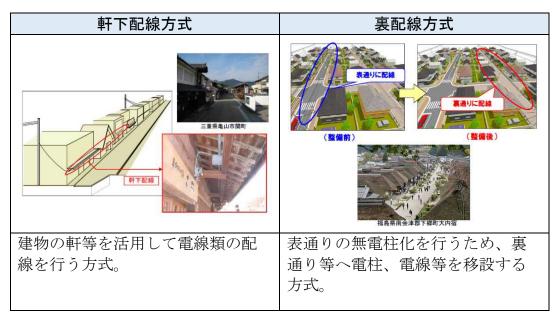
無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路について、電線管理者に単独地中化方式による無電柱化を要請する。実施に際して県は、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

④ 要請者負担方式

無電柱化を要請する者が整備する方式で、整備費用は原則として要請者が全額負担する。実施に際して県は、円滑に進むよう支援する。

⑤ 軒下配線方式・裏配線方式

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストで無電柱化を 実施できる軒下配線方式や裏配線方式による整備を進める。



出典:国土交通省 HP

図4 軒下配線方式·裏配線方式

⑥ 道路事業等に合わせた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、県は電線管理者に無電柱化を実施するよう要請する。県においては、道路事業等の施工時期等の調整を行い、無電柱化が適切に実施されるよう協力する。

2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用しつつ、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

国が防災の観点から緊急輸送道路において実施している、新設電柱の 占用を制限する措置(道路法第37条に基づく電柱による道路の占用禁止 又は制限)を、滋賀県の緊急輸送道路においても実施する。また、国にお いて検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、 既設電柱の占用制限措置の実施については、国における状況を踏まえ検 計する。

【参考】

○道路法第37条

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

② 占用料の減免措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、占用料の減免措置を実施する。

3) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体および地元関係者等からなる近畿地方ブロック無電柱化協議会滋賀県部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進のための調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関する、地域の合意を円滑に形成するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 施工時の連携

滋賀県が管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、工事の手戻りや掘り返しが生じないように道路工事調整会議等の関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 道路区域以外の活用

特に地中化を進める際には、道路空間に余裕が無い場合や、良好な景観 形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合におい ては、地上機器の設置場所として、他の公共用地や公開空地等の民地の活 用を、その管理者の同意を得て進める。

<地上機器設置場所の工夫>



出典:国土交通省 IP

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、「*無電柱化の日(11月10日)」を活かしたイベントに協力する等、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、ホームページや広報誌等を活用して周知し、理解を広げる。

※「無電柱化の推進に関する法律」で定められ、「1」を並ぶ電柱に見立て、それを「0」とするという意味で11月10日を無電柱化の日とされている。

2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、滋賀県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

3) 計画の見直し

本計画および無電柱化を実施する路線については、外部環境の変化等に応じて、見直すこととする。